大崎市病院事業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大崎市病院事業広告掲載要綱第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 病院事業の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない ため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物を掲載する事業者は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)を遵守しなければならない。屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。なお、屋外広告を設置する場合には、設置する地域のルールや習慣により形成されてきた景観や文化に配慮し、地域の景観に貢献するようなものであることが望ましい。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

- 第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種に関するもの
 - (2) 風俗営業類似の業種に関するもの
 - (3)消費者金融に関するもの

- (4) たばこの製造に関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 規制対象となっていない業種で、社会的問題を起こしている業種及び事業者に関するもの
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に関するもの
- (8) 占い、運勢判断等に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等に関するもの
- (10) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることがなく業を行うもの

例:廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず,違法に廃棄物の 処理を行うもの(不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において,別途輸 送費・作業代などを要求し,実質的に処理料金を徴収するものも該当する。)

- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者に関するもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者に関するもの
- (15) その他広告として掲載することが不適当であると認められるもの

(掲載基準)

- 第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大公告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 例:「世界一」「一番安い」等(掲載に際しては、根拠となる資料を要する。)
 - イ 射幸心を著しくあおる表現

例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国,地方公共団体,その他公共の機関が,広告主又はその商品やサービスなどを推奨, 保証,指定等をしているかのような表現のもの
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一 例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討す るものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

- 第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。
 - (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
 - (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの

- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの
- (8) 地域のルール及び習慣によって形成されてきた景観や文化とそぐわないもの
- (9) 地区計画,まちづくり協議指針,その他まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観 形成の目標が定められている場合,その目標に沿った貢献が認められないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

- 第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、 交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。
 - (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
 - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
 - イ 信号, 交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
 - ウ ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
 - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(WEBページに関する基準)

- 第9条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告 がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。
 - 2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、大崎 市病院事業広告掲載要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を 取り扱うWEBページを閲覧者に斡旋又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。 附 則
 - この基準は、平成22年1月4日から実施する。
 - この基準は、平成22年6月21日から実施する。

この基準は、令和5年5月1日から実施する。